

お 知 ら せ

あなたのお仕事には、「杉並区公契約条例」が適用されます。

この条例に基づき、杉並区が定める賃金の下限額が定められています。

(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

ご自身の賃金が下記の労働報酬下限額より低いと思う場合、杉並区又は受注者等に申出ることができます。

適用される労働者の範囲

- ・ 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者
(下請業者・再委託先の労働者、一人親方も含む)

労働報酬下限額

<建築工事の場合>

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額
見習い、手元等は1時間当たり1,470円

<業務委託及び指定管理協定の場合>

1時間当たり1,138円

<申出をする場合の連絡先>

- 杉並区 (総務部経理課契約係)
電話：03-5307-0350
- 受注者 (元請業者、雇用主)
電話： - -

※ 申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。

※ 下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者(元請)が連帯して賃金を支払うことが定められています。

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額					
職種		1時間当たり	職種		1時間当たり
1	特殊作業員	3,004円	27	普通船員	2,982円
2	普通作業員	2,689円	28	潜水員	5,097円
3	軽作業員	1,890円	29	潜水連絡員	3,702円
4	造園工	2,678円	30	潜水送気員	3,600円
5	法面工	3,409円	31	山林砂防工	3,263円
6	とび工	3,364円	32	軌道工	5,862円
7	石工	3,330円	33	型わく工	3,094円
8	ブロック工	3,105円	34	大工	3,105円
9	電工	3,240円	35	左官	3,319円
10	鉄筋工	3,263円	36	配管工	2,892円
11	鉄骨工	2,982円	37	はつり工	3,072円
12	塗装工	3,522円	38	防水工	3,690円
13	溶接工	3,645円	39	板金工	3,454円
14	運転手(特殊)	3,117円	40	タイル工	2,861円
15	運転手(一般)	2,520円	41	サッシ工	3,263円
16	潜かん工	3,612円	42	屋根ふき工	2,078円
17	潜かん世話役	4,489円	43	内装工	3,353円
18	さく岩工	3,825円	44	ガラス工	3,229円
19	トンネル特殊工	3,488円	45	建具工	3,042円
20	トンネル作業員	3,027円	46	ダクト工	2,914円
21	トンネル世話役	4,107円	47	保温工	2,824円
22	橋りょう特殊工	3,544円	48	建築ブロック工	2,951円
23	橋りょう塗装工	3,522円	49	設備機械工	2,858円
24	橋りょう世話役	4,152円	50	交通誘導員A	2,014円
25	土木一般世話役	3,252円	51	交通誘導員B	1,744円
26	高級船員	3,758円			